

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早く平常の暮らしに戻ることができますようお祈りいたします。  
弊社は、お客様からのご相談やお問合せに迅速にお応えし、できる限り速やかに保険金や給付金などをお支払いするよう努めております。引き続き皆様のお役に立てるよう、全社をあげて取り組んでまいります。

令和2年3月  
東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
取締役社長 中里 克己

弊社では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様のご契約について、以下の特別取扱いを実施しております。

## 1. 保険料払込猶予期間の延長

お申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を令和2年9月30日まで延長します。

## 2. 更新等手続きに関する弊社指定期日後のお取扱い

弊社指定期日までに手続きが行えない場合、期日後のお申出を受け付けます。ただし、令和2年9月30日お申出分までとします。

## 3. 契約者貸付制度に関する特別なお取扱い

契約者貸付制度とは、一時的に資金がご入用のときに、解約返戻金の一定範囲内でお貸しする制度です。お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数等により異なります。

令和2年3月18日以降のお申出分について、契約者貸付金の利率を令和2年9月30日まで0%とします。令和2年10月1日以降は貸付金に利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなります。

(ご注意) 契約者貸付制度を取り扱っていない商品は適用対象外です。また、新変額保険・変額保険・変額個人年金保険の一部の商品は、契約者貸付制度のご利用はいただけますが、利率0%の適用対象外となります(ただし、払済保険への変更後は、利率0%の適用対象となります)。

## 4. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申出により、必要書類を一部省略する等により簡易迅速なお支払いをいたします。

新型コロナウイルス感染症によりご入院・ご通院された場合は、弊社所定の書類と医療機関発行の領収書等をご提出いただくことで給付金請求手続きが行えます。お手元に領収書等がないときは、下記フリーダイヤルにご相談ください。なお、通院給付金のご請求の場合は領収書等のご提出は不要です。

お取扱いの詳細につきましては、弊社または東京海上日動火災保険(株)の営業課支社、代理店/取扱者、もしくは下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

	証券番号がカタカナで始まるご契約		証券番号が数字で始まるご契約	
	フリーダイヤル	受付時間	フリーダイヤル	受付時間
保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付金、その他各種お手続き	0120-560-834	平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)	0120-652-104	平日 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)
保険金・給付金のご請求	0120-536-338		0120-765-322	